

第4回 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 議事要旨

日時 平成28年2月18日(木) 午後7時～9時
会場 武蔵野プレイス スペースC
出席者 諸橋委員長、千田副委員長、小山田委員、栗原委員、小林委員、高木委員、向井委員
(欠席委員：中山委員)

傍聴者 4名

議題

1 委員長挨拶

2 議題

- (1) 第3回委員会議事録の確認
- (2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)素案作成に向けた検討について
「禁止事項、行動計画、審議会」について
- (3) その他
 - ・マイナンバーに関するお願い
 - ・委員会の日程確認

■議題(1) 第3回委員会議事録の確認

資料1 議事録に基づき事務局が説明。一質疑なく了承。

■議題(2) 武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)素案作成に向けた検討について

「禁止事項、行動計画、審議会」について

【委員長】

- ・それでは、禁止事項についてご意見をいただきたい。

【委員】

- ・市民協議会条例案の禁止事項には、「公表される情報への配慮」の2番目に「学校教育その他あらゆる教育に携わる者は」とあり、教育の面でのメディアリテラシーの向上という、他自治体にはない武蔵野市に特徴的な文言が入っている。

【委員長】

- ・他自治体では、「性別等による差別的取り扱いと暴力の禁止」と一般化して規定しているところも少なくない。配偶者からの暴力、セクシュアル・ハラスメントないしはハラスメント、性的虐待などもあり、「あらゆる暴力」や「人権侵害」という言い方をしているところもあるが、趣旨はどこ自治体も同じだ。
- ・「公表される情報への配慮」は、市や事業者、市民、市にかかわる団体等が、何か情報発信をする場合に、差別につながることはなくしたいという趣旨だと思う。

【委員】

- ・ネットいじめなどが流行っており、自殺に追い込んでしまう場面もあると思う。

【委員長】

- ・学校の教材や先生たちの言動、学校からの広報などに、男女差別の表現があるといけない。教員側にこそメディアリテラシーを養っていただき、「先生の一言が子供たちを傷つける」とか「学校の何気ない表現が、実は女性差別だった」ということに気づいていただく必要がある。

【委員】

- ・協議会条例案の8条「差別を行ってはならない」対象は、市と市民と事業者及びその他の団体ということで、教育及び保育に携わる者とは事業者かその他の団体に含まれているので、あえて、個別のものとして取り上げる必要はない。
- ・差別的取り扱いは、性的指向や性自認などは、一つにまとめるのであればまとめ、「性別等による差別」とし、前の条文でくくってもよい。
- ・8条の2以降については、パワー・ハラスメントというものを入れるのかどうかはご検討いた

だきたい。

- ・9条の2項は「努めなければなりません」という表現で禁止ではない。

【委員長】

- ・努力義務である。

【委員】

- ・「努めなければなりません」として2項を入れるとしても、この場所ではない。

【委員】

- ・努力目標になってしまうということか。

【委員】

- ・そうである。メディアリテラシーを向上させる機会を提供するように、あらゆる教育に携わる者が努めなければいけないということまでを、「あらゆる」という表現を使い、生涯学習や保育、私立か公立かを問わずに、全ての人がそうしなければいけないことを義務づけるのは、法律としてはやり過ぎだと考える。

【委員長】

- ・前回の委員会でも、「教育及び保育等に携わる者」については議論いただいております、市や事業者に入るという意見と、もう少し強調したいという意見と、両方あった。ここも、特段に広目にとれば、市や事業者に入るが、どこまで私たちの主張を出すかという精神の問題もある。
- ・また、これも前回で出たが、「性的指向や性自認による」ことまで書き込むか、あるいは、「性別による差別的取り扱い」で広目にとるか。前回も副委員長が言われていたように、男女二分法だけでは収まらない、多様な実態もあるため、その人たちが疎外感を抱かないようにしなければいけない。

【委員】

- ・協議会条例案9条1項も「配慮する」なので禁止ではない。また、皆そうしなければいけないとは、何をしなければいけないかというカバーする内容にもよるが、例えば女性が家事をしている絵のポスターなども差別とまで入れるのであれば、それをあまねく全ての人に、「この法律があるのだから、あなたのやっていることは差別だ」ということの根拠になるのだとすれば、行き過ぎだ。

【委員長】

- ・台東区は、「何人も」固定的役割分担や人権侵害を助長するような、あるいは是認するような表現はしないように配慮しなければならないととどめている。
- ・主語は「市民及び事業者、その他の団体」とし、人権侵害や性別役割分担、性的マイノリティの問題をどう書き込むかは難しいが、「性的指向及び性自認に関する差別を助長し、また是認させるような表現を用いないよう配慮する」という表現でいかがか。

【副委員長】

- ・前回では、「性別等による」といった「等」という言葉を入れ、いろいろなものを表現することを、最初に定義し、「性別等」で入れていくのはどうかという議論をした。
- ・この「配慮しなければならない」は、ほかの区で書いてあるが、「配慮しなければならない」とは、禁止事項でいいのか。

【委員】

- ・「禁止事項等」となっているため、禁止事項のみが含まれるエリアではない。
- ・「教育及び保育等に携わる者」と入っているのは、市民協議会案の特徴だと思うが、子供を育てる立場の人に強く意識していただきたいという思いがある。文言については議論があるかもしれないが、その思いについては、賛成したい。
- ・8条の2項のパワー・ハラスメントが、ほかのこととは少し異質に感じる。セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、その他性別に起因する暴力というのは、この性問題にかかわって表現されているが、パワー・ハラスメントは、必ずしも性の問題に直接かかわって語られることではないので、この文言が入っていることに違和感がある。
- ・9条の2項は、確かに、この場所ではないように思うが、リテラシーの問題は、非常に大事な

テーマであるので、ほかで表現できるようであれば良い。

【委員長】

- ・パワー・ハラスメントは、同性間でも起こり得るものであり、ジェンダーの問題でないわけではないが、ここは外していいかと思うがいかがか。

【委員】

- ・市民協議会で女性相談員と話し合った際に、武蔵野市の非常に特徴的なこととして、夫婦の中で、セクハラよりもパワハラが非常に多いというご指摘があった。周りからは見えにくく、夫から妻に、妻から夫にも、言葉の暴力などパワー・ハラスメントは捨てられなかったため入れた。

【委員】

- ・パワハラは、「職場などの上司や上役が」と定義でも書いてある。職場の上下関係を前提としたり、権力や力があることを背景にした嫌がらせである。
- ・DVや言葉の暴力であり、パワハラという定義を解さないと、禁止できないものではない。

【副委員長】

- ・パワハラは、大学組織の定義でいうと、人権にかかわる問題が起こったときに、男女の権力関係ではなくて職務の権力関係をいう。大体重なっていることが多いが、重なっているとセクハラと呼ぶ。確かに定義が難しい。

【委員】

- ・多摩市は、「性別に起因するあらゆる暴力」という言い方に置きかえている、ぼやけてしまうのかどうかは、迷うところだ。

【委員長】

- ・LGBTの問題も入るということはある。

【委員】

- ・前に並べてあるのは例示である。セクハラ、DV、その他性別に起因するあらゆる暴力ということで規定している。「性別に起因する」又は「性別等に起因する」にすると2つの例示で入らないものがカバーされる。

【委員長】

- ・2番に書いてある趣旨を生かし、あとはパワハラだけとれば、この趣旨が生かせるということか。
- ・8条1項の「性別による差別的取扱い」のあたりは、「性的指向や性自認によって」まで入っているが、どこまで細かく言うか。多摩市も文京区も台東区も入れている。

【委員】

- ・差別という言葉はどう理解するかにもよるが、憲法で言うところの差別だと、強いものを考えているため、そういう意味合いでの差別ということであれば、いろいろ並べてもいいのかと思う。細かいものまで、全部取り上げるとなると、あまねく全ての人ということではやり過ぎになりかねない。

【委員長】

- ・「差別的な取扱い」というのは大事である。「取扱いを行ってはならない」、それから、「人権侵害を行ってはならない」がいいかもしれない。

【委員】

- ・協議会条例案は、教育という場がとても大事だということがよく伝わってくる。メディアリテラシーなど情報に関することは、都や国も重要事項としてパンフレットや道徳の中の項目に取り入れる形で取り上げており、学校教育も一生懸命やっている。
- ・「学校教育に携わる者は」と限定的に聞こえてくるが、もう少し広い意味で、学校も一緒に考えていくことが大事だという方向で記載してほしい。先生たちも協力し、巻き込むことにより、全体で進めていくという形が伝わってくる理念がよい。

【委員長】

- ・市や事業者の定義に、当然、教育従事者は含まれている。あまり強調すると「なぜ私たちだけ」

という感じもある。しかし、先ほどの立法趣旨には賛成である。

【委員】

- ・それはわかる。

【委員長】

- ・2項のリテラシーは、市民や子供たちのリテラシーを向上させることを、禁止事項ではないどこかでうたえればよい。

【委員】

- ・「何人も」と書いてあるところと、「市、市民、事業者及びその他の団体」と書かれていることとで、どういう違いがあるのか。

【委員】

- ・おそらく、基本理念の全ての人がこういうことをしてもらえる社会をつくろうに主語があるので、全ての主体という意味では、「市、市民、事業者及びその他の団体」でよい。2項もそうである。

【委員】

- ・「何人も」と書いても同じだということか。

【委員】

- ・この条例の対象になるのが、市と市民と事業者とその他の団体である。「何人も」と言ってしまうと、ありとあらゆる人になるため、2項は、禁止をするのであれば、禁止の対象は全ての人ではなく、市と市民と事業者とその他の団体である。
- ・1と同じようになるのが、本来のところである。

【委員長】

- ・小金井市で条例をつくったとき、そこが議論になり、結局「何人も」という言葉は使わず、「市、市民、事業者、その他の団体」で落ち着いた。そのときに、何の定義だったか、条例の及ぶ範囲とは誰かという話になり、たまたま小金井市に買い物に来た人も、よその自治体も適応するという議論までして、一応、定義には入れなかった。趣旨としては、縁があり小金井公園に来た人も対象になるという議論をし、確認を得たことはある。もし、そういった精神を持たせるのであれば、「何人も」などという言い方もありだが、どこまで判断するかによる。

【事務局】

- ・小金井市の条例では、定義で、「市民」というところがあるが、「性別、年齢、国籍、人種、疾病又は障害の有無、宗教、出身地、性的指向等にかかわらず、市内に住み、勤務し、又は市内で学ぶすべての個人」という言い方になっており、とても広くとっている。在住、在勤、学ぶという言い方をしているため、市民でなくとも、外から小金井市に来る人など、何らかの形で縁のある人になる。講座の対象者として、在住、在勤、在学という言い方をするが、それと似た感じである。

【委員】

- ・学生さんなども、市に住んでいなくとも、対象になるという表現がよい。

【事務局】

- ・市民の定義をして、個別条項の「市民」とは、そういう人だとすることでよい。

【委員】

- ・協議会条例案9条1項の「情報を公表する際」とは、例えば、市民とか事業者が情報を公開する際にあらゆる広告とか全部含まれるということか。

【委員長】

- ・そういうことだと思う。

【委員】

- ・情報を公開する場合に男女平等社会の実現を阻害しないように配慮しなければならないのか。

【委員長】

- ・そうだ。

【委員】

- ・例えば、私学などで、男性は男性らしくとか、女性は早く結婚してといった多様な教育方針がある場合、親もそういう方針が気に入って子どもを入学させる。そのため、事業者などもそうだが、情報の発信というレベルで、「皆、こういうものは、全部してはいけません」ということを、条例で義務づけるまでですと、範囲が広い気はする。

【委員】

- ・そうしないと、変わっていかないのではないかと。

【委員】

- ・変えたくない、そちらの方向に行きたくないという個々の人や団体が、そういう方針を持った場合、それについては、無視することになってしまう。

【委員】

- ・それはしょうがない。それも、むしろ変えていただきたいという気持ちは持っている。ただ、学校によっては、武蔵野市ではないですが、どこだったかある。

【委員】

- ・いろいろ温度差はあるが、学校に限らず、企業や国会議員などでも、とても保守的というか、差別的なことをお話される方もおいでになる。

【委員】

- ・そこから変えていかないと、世の中は変わらない。

【委員】

- ・私自身の価値観は、男女平等社会をつくりたいというほうに近い。そうだとすると、人の考えは多様だから、自分がそう考えても、そうではない人にまで、どれだけ義務づけるのかは難しい問題である。

【委員】

- ・男女共同参画は国の方針だ。

【委員】

- ・市も、市民の中で嫌だと思ふ人にまで、強く義務づけるということまでするのか。考えの違う他者にどのぐらい配慮するかだと思ふが、「私はいいと思ふから、私の言うとおりにするんだ」ということ、権力を持って義務づけることを、どこまでやるかはなかなか難しい。

【委員長】

- ・男女共同参画の条例の場合、理念的な条例でもある。

【委員】

- ・罰則があるなど、そういうことではない。

【委員】

- ・罰則もつけようと思えばつけられる。他市でつけているところもある。

【委員】

- ・情報の公開について罰則がある条例があるのか。

【委員長】

- ・市のレベルで、「ミスコンテストをしよう」ということになると、条例上当然まずい。ただ、一企業が「ミス何とかのパレードがあります」ということまで、市側としてペナルティを与えるという権力行使はできない。学校、私立学校の方針もそういうものと思う。台東区は男女の条例があるが、浅草でサンバカーニバルを行っている。和光市でパブコメを実施したときに「サンバカーニバルはどうなんだ、嫌な人もいるだろうに」とや「条例で禁止しないのか、浅草はやっておるぞ」と、苦情を申し立てた人がいた。難しい問題だ。
- ・武蔵野市が、性を商品化するようなパレードを行うとは思っていないが、企業などが行う場合には、啓発する意味合いで条例の規定を使うことも、一つの考えではないか。

【委員】

- ・学校教育の重要性は大事な柱になる。どこに入れるかは別として、教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育や社会教育、その他あらゆる教育の場においては、携わる者を規定するよりは、一緒にやっていきたいという理念にしてほしい。

【委員長】

- ・教育の果たす役割の重要性については、どこかでしっかりと入れておき、その中に家庭教育、学校教育、社会教育が入るということをおさえておく。
- ・企業や広告・商業活動や私立学校の方針などいろいろあり、男女差別がいいという人はいないと思うが、それでも差別的な人はたくさんいる。その人たちに、どこまで条例で禁止できるかは、合意を取っておいたほうがよい。

【副委員長】

- ・性別役割分業の是非が問われているが、男女平等自体に反対する人や差別と暴力を是とする人もいない。他者の人権を侵害し差別することはしてはいけないという禁止事項なので、男女平等社会がどういうものかを定義しつつ、ある種の禁止事項として、他者の人権に配慮しないことが問題なのである。「こういうことやれ」と命令しているよりは、「こういうことはしてはいけません」という形なので、合意を得ることは可能なのではないか。

【委員】

- ・協議会条例案8条は禁止だが、9条は配慮で、書き分けられている。9条に関しては、「してはいけません」という表現をとっていない。
- ・8条に関しては厳しく義務づけているが、9条に関しては、考えることを促している文言であると思う。また、9条の「実現を阻害し」「差別を助長し」云々という3つとも全部やるように読めてしまう。並列の文言にしたほうがわかりやすい。

【委員】

- ・「男女平等参画社会の実現を阻害することがないように配慮」は、あまりにも守備範囲が広くなりすぎて、どこまで配慮しなくてはいけないのかが、読み方によっては広がり過ぎてしまうため、削除したほうが良い。
- ・差別や暴力の誘発については、場合によって犯罪となる行為であるため、それを誘発することのないように配慮ということだったら随分違う。

【委員長】

- ・「配慮」とは「禁止」ではないため重みは違う。副委員長が言われたように、「他者の人権を配慮」ぐらいで、男女平等参画社会をきちんと定義ができていれば、これも生かせるかもしれないが、広すぎるのもそのとおりだと思う。難しいので、もう少しもんでみたい。
- ・審議会の名称等について、推進会議と審議会とは市として軽重があるのか。

【事務局】

- ・名称としての軽重はないと思う。

【委員長】

- ・法令に則った会議と、そうでない会議と、懇談会のような任意の会議がある。推進会議は審議会並みの力を持たないところがあるがいかがか。審議会になると、市長直属かつ我々の身分も準公務員扱いになるのか。

【事務局】

- ・推進委員会も審議会も市長からの委嘱を受けるため、同じ身分である。

【委員長】

- ・委嘱を受けているから、懇談会でも同じか。

【事務局】

- ・委員の身分としては同じである。ただし、男女基本条例に位置づけられた審議会又は推進委員会となると、従来の要綱でつくっているものと違ってくる。

【委員長】

- ・条例に則っての委員会なら、名称にそんなにこだわらなくていいということか。

【事務局】

- ・名称よりも、委員会や審議会の役割や所掌事項が大切と思う。

【委員長】

- ・審議会は何をするかという中身が問題だということか。行動計画の策定や変更、進捗状況の審

議、評価。また、苦情処理も審議会がやるところとやらないところがある。

【事務局】

- ・苦情申立てを審議する意味合いでは、審議会が名称としてはふさわしいが。

【委員長】

- ・推進会議を名称にすると苦情処理を、推進会議でどう処理するのか。

【事務局】

- ・区では推進会議となっているが、その区の推進会議の役割については、苦情処理は入っておらず別に設けている。もし苦情処理を入れるのであれば、審議会という名称のほうがよい。そこは、法規担当と最終的に詰めていきたい。

【委員】

- ・審議会を開く頻度はどのくらいを想定しているのか。また、協議会条例案21条の3項で、「市が実施する男女平等参画社会の実現に関する施策について調査、審議又は評価し」と書いてある。おそらく、この委員会と同じようにいろいろな方が集まり、10人前後の人数になるのではないかと思うが、その方たちが調査をするというのは、どういう想定か。

【委員】

- ・苦情があったときではないか。

【委員長】

- ・施策についてとあるため、市が実施する施策についての調査である。苦情処理の場合は、調査が必要になる場合が多い。

【事務局】

- ・多摩市では直接審議会が調査となっている。

【委員】

- ・審議会の12人の方たちが、例えば、学校や事業者に何かするのか。この調査の具体的なイメージがあまり湧かない。

【委員長】

- ・審議会レベルになると、担当部署、担当者呼び出し、ヒアリングするなど、そういう力も持つ。

【事務局】

- ・普段は、行動計画の進捗状況を評価する中で、担当所管と意見交換やヒアリングを行うこととなる。2項(3)に、「苦情の処理に関すること」と入っているため、苦情がある場合の調査等がある。

【副委員長】

- ・審議会の構成メンバーの性別に関しての項目は協議会条例案にしかないが、気になる。ここまで言うのはかなり厳しい条件である。12人のうち3分の1以上を公募市民にするということ、男女のどちらか10分の4ということは男性を5人入れなければいけないという縛りにもなる。性別と、公簿市民と、実態が限られる。
- ・男女平等に関わるが、女性をたくさん入れたいと思うが、男性も半分近くを入れなければいけないという縛りでいいのか。

【事務局】

- ・現在、条例や法律に基づき設置している推進委員会や審議会などの男女比調査を毎年やっている。各課が委員会等を設置する際に、どちらかが4割程度になるように努力してくださいという依頼をしている。
- ・条例で規定されると、たまたまその年に男性が公募しても来なかったとか、それで条例違反ではないかとなるのは辛いものがある。目指す方向性としてはいいが、表現の工夫が必要になる。

【委員長】

- ・片方の性が10分の4を超えないということを入れる自治体もある。小金井も入れたかもしれない。

【副委員長】

- ・他の委員会ならばわかるが、男女平等の委員会では、マイノリティへの配慮もあるし他市を見ると男女比率の偏りが大きいところがある。

【事務局】

- ・厳推進委員会や条例検討委員会もそうだが、男女が担当する委員会は、少なくとも40%以上は、どちらかになるということではやっているが、他の委員会になると厳しい。

【委員長】

- ・人数と構成比は、「別途細目で定める」ぐらいにしておくのはいかがか。

【委員】

- ・「男女の偏りがないように」はどうか。

【委員長】

- ・それは、入れてもいいかもしれない。

【委員】

- ・「男女」というタイトルがついていると、「これは私たちのことではありませんね」とおっしゃるマイノリティの方たちは、ある程度いらっしゃる。ここは、「男女のいずれか」とくっきり書かれているので、表現としてどうか。目指す方向として、もちろん、さまざまな性的なあり方をもっている人が、分け隔てなく、バランスよく、この委員会に参加することを目指すのはよいが、こうは書かないほうがいいのではないか。

【副委員長】

- ・「性別等の偏りがないように」はいかがか。

【委員長】

- ・大事な視点である。性別二分法ではないものを目指したい。委員の構成も、LGBTの人たちも、射程に入れるような文言にしておいたほうがよい。
- ・構成人数や、公簿市民も、「3分の1以上」まで入れてしまうかどうかだが、「細則で」というぐらいがいいと思うが、いかがか。委員の任期、2年はいい。
- ・審議会の開催頻度は、言いようもない。言ってしまうと大変である。自治体によるが、僕のかかわっている和光市は年3回である。府中市は年6回である。

【委員】

- ・何年かに一度かもしれないが、行動計画をつくるときは、それではすまない。

【委員長】

- ・行動計画を策定するときや改定するときなど、頻度を増やさないといけないことがある。

【委員】

- ・回数を定めるのは柔軟な運用を妨げる。

【委員長】

- ・予算を確保する上でも、あるといいのかもしれないが、回数を書いてしまうと、縛られてしまう。

【委員】

- ・苦情処理委員会があるのと、苦情処理を審議会がやるのは、どういう関係か。

【委員】

- ・協議会の案は、審議会の委員の中から3人出しなさいということで、市長が任命し、委嘱する。審議会委員と、苦情処理委員が兼務でやるということである。

【事務局】

- ・苦情処理は、各市そんなに件数が上がらないので、実際には、苦情処理の活動よりも、審議会の活動が主になる。

【委員】

- ・苦情が出されたときに、招集されるという認識でよいか。

【事務局】

- ・そういうことだ。

【委員】

- ・苦情が出されたときに、審議会の委員会の中から、見識のある者が3名選ばれるということか。

【事務局】

- ・苦情処理委員は、最初から依頼し、苦情処理が出てきた段階で対応をお願いする。他市では、独任制をとっている。例えば、審議会委員10人のうち3人兼務で苦情の内容により委員をお願いしているようだ。1人の委員が調査し、判断し、それを審議会にお伝えし対応している。3人の合議体でやる方法もあろうかと思う。

【委員】

- ・得意分野とかもありますからね。

【委員】

- ・この3人というのは、性別等は問わないのか。

【委員長】

- ・他市は、見識のあるというだけで、性別は書いていない。

【事務局】

- ・3人のうちの性別を規定されると運営しにくくなる。条例であまり細かいことを規定されると、動けなくなるところがあるため配慮していただきたい。

【委員長】

- ・審議会に苦情処理を持たせるか、別組織にするか。兼務にすると連絡が密になることはある。審議するところが、苦情処理する、ジャッジできるのか。ジャッジして、同じ人が重なっているのかという気がする。どちらかという、オンブッドのように、第三者的な立場である必要がある。
- ・審議会は、男女平等を推進するための大事な機関でもあり、苦情処理の場合は、もう少し虚心坦懐に、利害関係がなく男女平等に見識のある人で、わざと第三者的な人を選ぶケースは多い。川口市や小金井市の委員会では、審議会と苦情処理委員は切れて存在している。

【委員】

- ・いろいろなことに精通している人材が見つければ、切ってもいいように思うが、審議会と兼務で精通しているというところでは、機動力がある。事が起こったときに、わかった人が最初から動いたほうが機動力がある。
- ・稀有な人材でいらっしゃる委員長先生のような複数の区市町村にかかわって仕事をされている人がいれば機動力もある。

【委員長】

- ・条例のこともよく知らないのに、苦情処理委員だけ引き受けているなどというのも、無責任と言え無責任である。

【委員】

- ・苦情処理委員が別組織ということは、第三者的なメリットもある一方で、機動力がないのではということ迷うところである。利害を共にするメンバーがいたら、その人は外して苦情対応することでもよいのではないか。

【委員】

- ・苦情処理委員自体は、審議会の中から選ばれるものの、個別に苦情処理する機関だとすると、21条（3）の、苦情の処理に関することを掌握するという言葉の意味がよくわからない。

【委員】

- ・兼ねるからではないか。

【委員】

- ・市長が委嘱している審議会の中からは選ばれるが、選ぶのは市長である。そうすると、協議会条例案では、審議会自体が苦情の処理について、何かをやるというフレームにはなっていないのではないか。だから、苦情の処理に関することを掌握すると言ったときに、具体的に何をするのか、あまりよくわからない。

【事務局】

- ・苦情については、次のところに、「苦情の処理」がある。

【委員】

- ・その主語は、全部、苦情処理委員がやるのか。

【事務局】

- ・そうだ。

【委員】

- ・「審議会が」ではないとすると、苦情の処理に関することを掌握することは、今の立てつけからすると、実体がないのではないか。

【委員長】

- ・確かに、案からすると、2項(3)はここになくてもよい。でも、審議会から出るのなら、当然、審議会に事後報告もしなければいけない。

【委員】

- ・苦情処理委員は秘密を漏らしてはならないと書いてある。審議会委員のメンバーではあっても、その委員として処理したことは、審議会でも話してはいけない。

【委員長】

- ・報告としては、案件Aが起き、申立人Cが何とか言い、適切な処理をしましたというだけである。苦情の概要ぐらいは報告してもいいのではないか。

【委員】

- ・逆に言うと、(3)があれば、共有できるという許しになるということか。

【委員】

- ・守秘義務があるため、そうはならない。苦情処理委員ではなくて、市から報告する分には構わない。

【委員長】

- ・苦情処理委員が報告することが良い。メンバーでもあるわけだ。

【委員】

- ・処理委員は必要である。そうでないと、秘密が漏れてしまう。

【事務局】

- ・報告は、事務局としての市か苦情委員かどちらかになるが、苦情処理委員は何らかの形で審議会と連携することとなる。審議会の役割として、苦情処理委員が対応したことについて、意見を言うことができるように「苦情処理に関すること」が一文入っていると思われる。

【委員長】

- ・審議会に苦情処理のメンバーを兼ねてもらおうのでよろしいか。苦情処理の人数が3人というのは、リーズナブルだ。「公募委員を含む」というあたりは、どうか。これを、ここに書いてしまうと、入れないといけなくなるが。

【事務局】

- ・市では、公募の委員の方は、できるだけ広く市民の方にかかわっていただきたいということで、基本的には1年や2年で変わっていただくことになる。公募委員が苦情処理委員を兼ねるとすると、毎年公募する際に応募していただけるかはとても難しい。条文に書かれると柔軟性や融通が利かなくなってしまう危惧がある。
- ・条例では大きな方向性を示していただき、その方向性に基づいて具体的に行動計画や委員会をつくり、やっていくのがよろしいと考える。

【委員長】

- ・先ほどの性別の比率や人数構成も含めて、細かいことを書き込んでしまうと、後で縛られるかもしれない。
- ・審議会の「職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません」は、プライバシーにかかわることだけという認識でよいか。

【事務局】

- ・そうだ。施策的なものは、おっしゃっていただいで大丈夫だ。

【委員長】

- ・秘密保持があることで、市民が見て、安心するのも大事であるので入れておく。

【事務局】

- ・苦情を処理することから秘密保持が必要である。現在の推進委員会のように、プライベートの問題が出てこない、施策の協議ならば特になくても良い。

【委員長】

- ・大事な項目である。

【委員】

- ・全体に関して文字が多い。理念として、市民の人たちに、すっきりと明確にわかりやすいものがよいのではないか。条例がこうなってほしいという気持ちはわかる。いろいろなことをここに入れて、この漏れがないようにしてつくっていくという、第一段階は、それでいいかと思うが、ここからいろいろなところのものを参考にしながら、市民の方たちに読んでもらう内容で、「これだったら、よくわかるな」という、難しいかもしれないが、そういう視点も大事である。

【事務局】

- ・できるだけわかりやすい表現や文字などシンプルなほうがよい。

【委員長】

- ・文字が多い。スリムにしたい。あまりに長いと読む気をなくすし、隅から隅まで読む人は、そんなにいないと思う。

【委員】

- ・4項（1）の「12人以内」というのは、適当か。

【委員長】

- ・多摩市が8人で、区では書いていない。要らないのではないか。これも別項がよいかと思う。12人は相当な贅沢な人数で、県レベルである。

【委員】

- ・「三分の一以上を公募市民とします」とある。市長の施政方針もそうだが、武蔵野市の最上位計画である第五期長期計画には公募市民を入れる。大事な条例には必ず公募市民を入れるということがある。審議会の中に3分の1以上を公募市民と書いておくことで、市の姿勢が試されるのではないか。
- ・人数が多いのではという意見があったが、公募市民を3分の1以上と書くことで、この条例が市民に開かれているものとして納得していただけるのではないか。4人公募市民で学識者等ということで、4、4、4で12人と考えた。これが多いということであれば、もう少し考えたほうが良いと思う。

【委員】

- ・審議会が12人であれば、公募市民4人は多くないが、例えば、7人だと3人入れなくてはいけなくなる。「3分の1」と書くと、人数によっては、難しくなってしまう。
- ・条文に書かれなくとも、公募市民は含むことになるのか。

【担当部長】

- ・基本的に、市のいろいろな委員会は公募委員必須だ。

【事務局】

- ・長期計画の委員も、全体の人数は違うが公募市民は4人も入ってない。人数などの数字を入れ込むと厳しくなる。市民・事業者と共に取り組むという方向性が、出ていれば良いと思う。
- ・個別の条文に入れ込むか、理念や前文に入れ込むかの問題もある。理念に市民参画という趣旨をきちんとうたっているならば、個別の条文にあえて書かなくても良い。全体の条文のバランスも考えなくてはならない。男女の行動計画策定時の推進委員会は12名であり、そのうち4人が公募市民という事実があるので、協議会条例案に書いていただいたと思うが、数字は変わってくるので、書き込むこと自体が硬直化してくる。

【委員長】

- ・数字に関しては、フレキシブルに入れておき、「公募委員を含む」というぐらいで、趣旨は生かせるようにしたい。いかがか。

【委員】

- ・よそのものを読むと、人数もあるが、数字だけではなく、学識や教育関係などと、そこに入ってほしい内容、分野別の人を入れておいてというところもある。

【委員長】

- ・それも一つの手である。資料の事例では、そういうタイピングはされてない。教育関係者とか事業者とかと指定することもあるが、これも指定してしまうと、いつも同じ人が来ることになるなど後が大変かもしれないため、「理解と見識を有する」あたりの表現がよい。

【事務局】

- ・趣旨はそのとおりで実施している。大体の委員会は、その委員会の趣旨にあった方々をお招きし、公募委員も入れることになっている。

【委員長】

- ・文京区は、推進会議に行動計画の施策項目と重なっている項目を入れているが、審議会の所掌事項のため、このような項目を入れなくても良いか。
- ・協議会条例案では、行動計画の実施や進捗状況、計画の策定や変更に関して書いてあるから、21条の2（1）、（2）、（3）、（4）で、ほぼ入ると思うがいかがか。
- ・苦情処理に関しては、3人ぐらいいいと思うが「公募委員を含む」と入れてしまうのはいかがか。窓口はセンターでよろしい。
- ・「市民、事業者およびその他の団体は、男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害と認める事項に関し、市に対して苦情の申し出をすることができます」は、市民同士のことも含め、申立てできるとしているが、いかがか。

【委員】

- ・例えば、家庭内のゴタゴタで何かいろいろ言われたといったことを、パートナーの方が言ってくることなども想定しているのか。

【委員長】

- ・自治体による。市の施策全般に限らず、小金井市などのように市民同士のトラブルも引き受けるところもある。市の実施する施策か、市内にある差別全般か、対象範囲はどうするか。

【委員】

- ・対象にも関わってくると思うが、4項の「市の施策を実施する機関に対して資料の提出を求める」の、市の政策を実施する機関とは、何か。

【委員長】

- ・機関というのは、具体的には部署のことではないか。

【委員】

- ・条例で書くとすれば、市になるのではないか。範囲がどこまでも広がっていく書き方は、いずれにしても、法律としては問題があって難しい。例えば、暴力では、刑事事件にするとか、離婚にするとか、接近禁止とかという具体的な手段をとっていくのだと思う。
- ・妻が夫について申し立てたところで、苦情委員が、夫に対して意見をすみたいなことまで含むのだとすればどうなのか。
- ・これは「市の施策について」というほうが正しい。市の施策を監視して、個別にクレームがついたときにチェックするというほうが良いのではないか。

【委員】

- ・市の施策を実施する機関に対してであるため、家庭内の夫婦のことというよりも、例えば、市が管轄している保育園やいろいろなセンターなどの機関に対して苦情があった場合に、資料の提出を求めるということではないか。
- ・ある講座をしたときに、講師がおっしゃっていたのだが、保育園のイベントの中で、女の子がお姫様で、男の子が王子様。女の子が、お姫様ではなく男の子がやっているようなものをやりたいと言ったとき、保育士が「あなたは女の子だから、だめじゃないの」と言い、母親が苦情を申し立てたそうだ。そういう場合もあるのではないかと思い、これを入れた。

【委員長】

- ・それは、想定し得ることだと思う。22条の1は範囲がわからないので、他区のように「条例及び区が実施する男女平等の施策にかかわる苦情を申し立てることができる」ぐらいがよい。「男女平等参画社会の実現を阻害する人権侵害」だけだと、夫婦間のことも入りかねない。
- ・この条例自体は、もちろん市民もそうであるが、市側に差別的な施策をするなどという縛りである。何かあればクレーム言うぞということなので、そこは明確にしておいたほうがよい。
- ・「市の施策」というふうに、22条の頭で最初にうたって良いのではないかと思うが、どうか。プライベートなことも受けつけますということがあってもいいかもしれないが、それは、別の女性相談などもある。また、地元の事業所でのセクハラなどもあるかもしれないが、それを持ち込む先は、別にもある。男女平等を阻害するような市の施策を諫めるということで、絞ってよい。
- ・苦情処理に関しては、3人あたりでどうか。公募委員を含むというのは、検討事項かと思うが3人でどうか。

【委員】

- ・公募委員を含むというのは、審議会委員の中に公募委員が入るのであれば、その時の委員の見識等を見て、公募で入ってこられた方も選ばれる可能性があるということだと思う。

【委員長】

- ・それは排除しないことで、いいのではないか。

【事務局】

- ・趣旨はそれでよいが、「公募委員を含む」と入れると縛られる可能性がある。

【委員長】

- ・「公募委員を含む」は、入れなくてよい。
- ・「苦情処理」という言い方でよいか。大体よそもそうであるが、川崎市は「人権オンブズパーソン」と言っていた。

【委員】

- ・「申立て」という言い方もある。

【委員長】

- ・「苦情」という言葉でいいか、「申し出」にするか、「申立て」にするか、起草委員で考える。

【副委員長】

- ・もう少しポジティブな感じのものだとよい。

【委員】

- ・ほかにいい言葉がないのかもしれないが、「処理」という言葉は、あまりいい響きではない。もう少し良い言葉がないのかという気持ちにはなる。

【委員長】

- ・「苦情」とか「処理」という言葉は、あまりイメージが良くない。ありきたりな言葉でないものにしたい。ぜひ前向きな言葉をお教えいただきたい。

【委員】

- ・苦情の申し出の窓口は、せっきやく審議会があるのなら、審議会に申し出ては、どうか。

【委員長】

- ・審議会は、受付主体になれない。

【事務局】

- ・審議会の事務局である市の担当部署を窓口に行っている。受付自体は女性センターで受け、苦情処理委員に対応してもらおう。

【委員長】

- ・センターは、市民活動推進課が出張ってきている、常駐しているのか。

【事務局】

- ・そうになっている。

【委員】

- ・申立てををするところは、審議会のような月に1回というところではなく、常設というか、気軽に

言えるタイプのところがよい。

【事務局】

- ・電話番号などの連絡先も書かなければいけないため、窓口ということならば、センターでよろしいかと思う。

【委員長】

- ・申立書は誰宛に書くのか。市長宛か。様式は別だが。

【事務局】

- ・他市では、市に対して苦情の申し出をするので、市長でよろしいかと思う。

【委員長】

- ・市長のハラスメント行為や、女性差別発言などはどうするのか。

【担当部長】

- ・それも市長が受ける。

【委員長】

- ・市長が受けるしかない。いいですね。

【委員】

- ・市や区が直接受ける場合と、苦情処理委員会を設け、その委員会が受ける場合とで、大きな違いは、第三者が処理についての方向性を定めることだろう。「指導、助言、是正の勧告」は、決定する力があるということか。

【委員長】

- ・ないのではないか。最終的には、市長が下す。

【委員】

- ・市の内部で処理するのではなく、外部の処理委員が検討し、いろいろ調べ、検討し、それを市に戻す。それが妥当であるかどうかを、最終的に市が判断するということか。処理なるものを行うことになるのか。

【委員長】

- ・そうだ。苦情処理委員には、何の権力もない。だけれども、そのことは条例案には書いてないのか。

【事務局】

- ・多摩市の22条4項を見ますと、「苦情処理委員は、苦情処理に関し必要があると認めるときは、指導、助言又は是正の勧告を行うことができる」と書いてあるため「苦情処理委員が行う」ということに読める。

【委員長】

- ・市長がやるとは一言も書いてない。

【事務局】

- ・文京区や台東区の場合には、区が行う。

【委員】

- ・処理の主体は、処理委員会が、ある程度は、主体的に行うということで良いか。

【委員長】

- ・審議会も、最終的には諮問を受け、最終決定権は市長にある。

【事務局】

- ・審議会は、市からの諮問を受け市に提言する。提言を受けて、市長が計画を策定するなどの行為を行う。

【委員長】

- ・提言はほぼ100%実施できるわけだけれども、場合によっては首を縦に振らない市長もいるかもしれない。

【事務局】

- ・この場合には、苦情処理委員が、独任制という扱いの中で、個々の委員が、直接動くことができる。審議会と連携してということですから、主体は苦情処理委員になる。

【委員長】

- ・苦情処理委員が、そこまでの力を持つか、最終的には市長が下すか。

【事務局】

- ・苦情の対象を市が関与する施策とするのであれば、施策の主体は市長であるため、市長が市長に対して何かすることになってしまう。それもどうかと思う。

【委員】

- ・苦情委員は、施策について、指導、助言、是正の勧告を行う。

【委員長】

- ・最終権限は市長、そのとおりだが、条例でそうすると、市長と書かなければ、苦情処理委員に権限があることになる。

【事務局】

- ・苦情処理委員にどこまでの権限があるかを含め、他市区を調べ起草委員会で検討していただきたい。

【委員】

- ・武蔵野らしさというか、苦情処理というと窓口がなかなか踏み込めないが、まずは相談、「今はこんな状況があるのですが、いかがでしょうか」ということを広く受けとめてもらいたい。「相談及び苦情の申立て」というように、「相談」の言葉を入れておくと、行きやすいのではないか。渋谷区の「施策に関して相談を行い、又は苦情の申立て」というように、一段階、踏み込みやすいものがあると助かる。

【事務局】

- ・渋谷区の「相談事項又は苦情の解決を支援する」という、そういった問題を解決するのだという言葉がよい。処理をするわけではなく、「解決を支援」。

【委員】

- ・「解決の支援」は良いと思う。

【委員長】

- ・解決の支援で、最終的に解決するのは、区長か。

【委員】

- ・区長は、勧告を行う。

【事務局】

- ・区長が解決するのか、当事者が解決するのかを区長が支援するのかという場合もある。いろいろなケースがある。

【委員長】

- ・場合によっては、調停とか。これも細則をつくることになる。渋谷の場合は、関係者が勧告に従わないときは、公表することができると踏み込んでいるが、この辺りはどうか。

【委員】

- ・この条例にどこまで力を持たせるかを左右する部分なので、この委員会でも協議しなくてはと思う。

【委員長】

- ・罰則。ある種、サンクションを設けている。武蔵野市としてはいかがか。

【事務局】

- ・渋谷区は苦情の対象が広く、民間事業者の公表になるが、協議会条例案22条では、市が関与するという事で民間が入ってこない。市は苦情対応の実施状況、どういう苦情があって、どう解決したといった事実の公表ということはある。それを審議会に諮って公表する。

【委員長】

- ・市の施策に絞るとしてあるため、公表は入れなくてもいいだろう。

【委員】

- ・台東区の15条の3で、「当該苦情を申し立てたものに係る情報を保護するとともに」とうたわれている。申立ての内容によるが、被害者の人権が守られないことがあるため、そこも入れた

い。

【委員長】

- ・二次被害を防ぐためにも、情報の保護は大事であり入れたい。

【委員】

- ・協議会条例案の23条4と5は似た文言だが、5には「人権侵害と認める事項があった場合」とあり、こちらのほうが重い感じがする。4は「指導、助言又は是正の勧告」とあるが、5は説明を求めて意見を述べるだけで対応として軽い感じがする。人権侵害があるのに意見を述べるだけしかできない形でよいのか。

【事務局】

- ・4については、基本的には多摩市の事例である。その多摩市の施策については、苦情処理委員が、強く、指導、勧告、是正するという内容である。5については、多摩市の場合、民間の事案を入れているため、民間に対する人権侵害の事項については、意見を述べるという程度に抑えている。
- ・協議会条例案の第22条で、苦情の対象範囲を、市の関与する施策とした場合は、5はいらない。

【委員】

- ・4項に「指導、助言又は是正の勧告を行う」と書いてあるが、こういった条項を入れる場合は、対象を入れたほうがよい。

【事務局】

- ・市の施策を実施する機関に対して資料を求めるのと同時に、必要があれば、機関に対し、指導、助言又は是正勧告をするということだと思う。

【委員長】

- ・これは、市長に対しての指導、助言、勧告ではないのか。

【事務局】

- ・当該機関ということだ。「関与する」と書いてあるため、例えば、本市で言うと、福祉公社や文化事業団といったところもあり、それを含めて言っていると思う。

【委員長】

- ・全般的に、あまり細かくしてしまうと、縛りがかかってしまうため、特に数字ものは少しやわらかくしておく。また、文言が多いためスリム化したいという意見も含め、起草委員会で検討する。

■議題（3）その他

【事務局】

- ・マイナンバーの手続き済んでいない委員は、次回委員会の時にご持参いただきますようお願いいたします。

○日程について

第1回起草委員会：3月14日(月)14時～17時、武蔵野プレイス スペースD

第5回条例検討委員会：4月27日(水)19時～21時、武蔵野商工会館第1・2合同会議室

第6回条例検討委員会：5月18日(水)19時～21時、武蔵野プレイス スペースC

— 了 —